

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月14日
【発行者名】	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 真一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館
【事務連絡者氏名】	谷澤 儀彦
【電話番号】	03-6267-1955
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	2.0 厳選日本株ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：500億円を上限とします。 継続申込期間：1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

2.0 厳選日本株ファンド

上記ファンドを「当ファンド」または単に「ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者（以下「委託会社」といいます。）とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者（以下「受託会社」といいます。）とする追加型証券投資信託の受益権です。当初元本は、１口当たり１円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記の(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を以下「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：１口当たり１円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額 とします。

基準価額とは、ファンドの純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た１口当たりの純資産価額をいいます。なお、当ファンドでは１万口当たりの価額で表示されます。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
2.0 厳選日本株ファンド	厳選日本株

< 照会先 >

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

* 販売会社は、上記照会先にてご確認ください。

（５）【申込手数料】

当初申込期間

申込金額（１口当たり１円に申込口数を乗じて得た額）に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。

継続申込期間

申込金額（取得申込受付日の基準価額に取得口数を乗じて得た額）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

* 再投資される収益分配金については１口単位とします。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認ください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2020年8月31日（月）

継続申込期間：2020年9月1日（火）から2021年12月20日（月）まで

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認ください。

（９）【払込期日】

当初申込期間：当初申込期間中に、申込代金を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

販売会社が取得申込者から受付けた申込金額の総額は、設定日（2020年9月1日）に委託会社の口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間：取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

お申込みの販売会社とします。

販売会社は、(4)[発行(売出)価格]に記載されている照会先にてご確認ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】**申込みの方法**

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引後無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の２つの申込方法があります。

お申込みの際に、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申出下さい。なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。 ）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取消す場合があります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」という場合があります。 ）による受益権です。社振法の規定の適用を受け、上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記(11)[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

- 投資信託振替制度とは、
 ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。 ）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。また取得申込金額に利息は付きません。

日本以外の地域における発行は行いません。

原則として、午後３時までに販売会社が受付けたものを当日の申込み分とします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類の方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・
大型株	年4回	北米	ファンズ
中小型株	年6回(隔月)	欧州	
債券	年12回(毎月)	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	
社債		アフリカ	
その他債券		中近東(中東)	
不動産投信		エマージング	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))			
資産複合			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

・商品分類の定義について

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

・属性区分の定義について

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、上記の一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、その区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とします。
	不動産投信		目論見書または信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または信託約款において、組入れている資産を記載します。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変型	目論見書または信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年 1 回		目論見書または信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 2 回		目論見書または信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 4 回		目論見書または信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年 6 回（隔月）		目論見書または信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		目論見書または信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象 地域	グローバル		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア		目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

信託金の限度額

当初申込期間：信託金の限度額は、500億円とします。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

継続申込期間：委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

ファンドの特色

1

主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資を行います。

- 確信度の高い30銘柄程度に厳選し、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
- 投資対象は大型株式に限定せず、流動性を考慮した上で中小型株式にも投資を行います。

2

ライフスタイルや経済構造の変化によって顕在化する需要に着目し、それらの恩恵を受けると考えられる企業に投資を行います。

- ライフスタイルや経済構造の変化によって需要が顕在化するテーマを定め、各テーマにおいて成長が期待される企業に投資を行います。
- テーマについては、ライフスタイルや経済構造の変化に応じて、適宜見直しを行います。

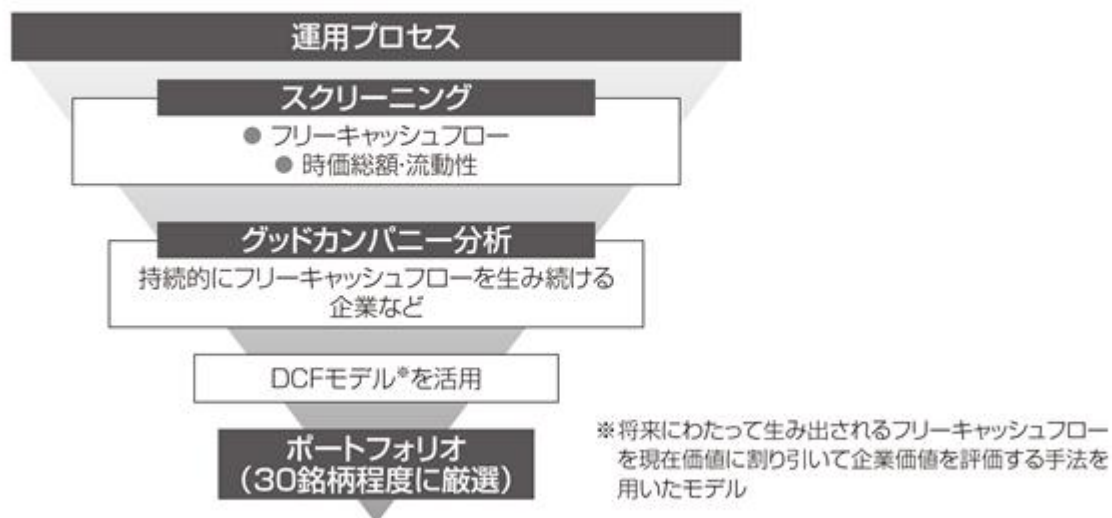
3

運用にあたっては、独自の企業調査をもとに銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築します。

- 銘柄選定にあたっては、フリーキャッシュフローを持続的に生みだすことが期待される銘柄を選定します。
- 海外拠点と連携し、海外の企業との比較分析を行うことによって、グローバルな視点で投資を行います。

運用プロセス

日本株式運用チームは、グローバル株式運用チームの一員として定期的にグローバルネットワークを活かして投資アイディアの交換を行うほか、銘柄分析においては世界中の競合他社との比較を行い、運用を行います。



※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・フィナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

主な投資制限

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

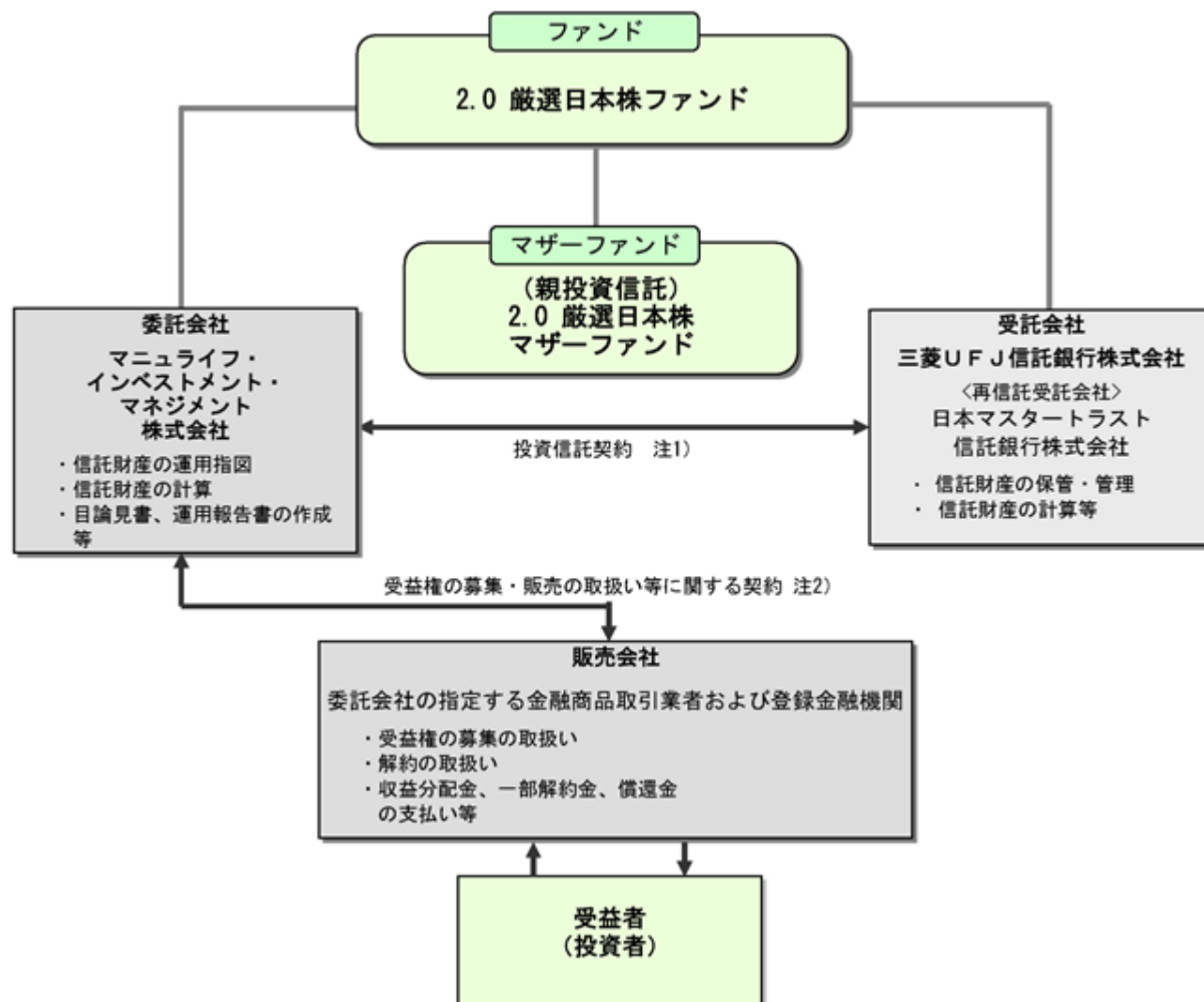
(2) 【ファンドの沿革】

2020年9月1日

当初設定日、信託契約締結、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社・ファンドの関係法人の役割



< 関係法人と締結している契約の概要 >

注1) 投資信託を運営するルールを規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利等の内容が規定事項です。当契約は「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出がなされた信託約款の内容に基づき締結されます。

注2) 投資信託を販売するルールを両者間で規定したもの。ファンド販売の取扱い、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い、解約請求の受付等の業務の内容が規定事項です。

委託会社の概況（2020年6月末日現在）

1. 資本金の額 1億4,050万円

2. 沿革

2004年4月 8日 エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立

2005年10月7日 社団法人日本証券投資顧問業協会 加入

2007年9月30日 投資運用業、投資助言・代理業登録

2011年1月11日 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

2016年4月28日 第二種金融商品取引業登録

2016年7月 1日 マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社と合併、一般社団法人投資信託協会加入

2017年10月2日 一般社団法人第二種金融商品取引業協会加入

2020年4月 1日 マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

2012年7月2日付けで一般社団法人日本投資顧問業協会に変更になっています。

3. 大株主の状況

名称	住所	持株数	持株比率
マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号	2,027株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

主として2.0 厳選日本株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を投資対象とします。

投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主にわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式の中から、長期的に持続的な成長が見込めると判断される株式に投資を行います。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（イおよびロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

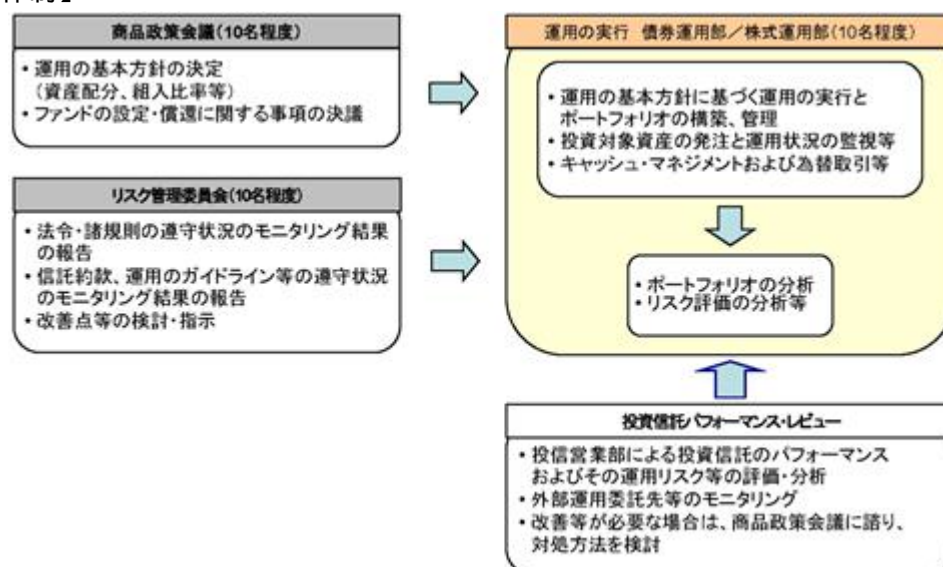
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第14号に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】



商品政策会議	投信営業部が策定した運用の基本方針およびファンドの設定・償還に関する事項について、決議を行います。
リスク管理委員会	コンプライアンス部が法令・諸規則、信託約款、運用のガイドライン等の遵守状況をモニタリングし、その結果を報告します。モニタリング結果によっては、関連部署に改善等の指示を行います。

上記の会議および委員会は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

上記体制は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制に関する社内規則等

1. 運用に関する社内規程およびリスク管理に関する規程等（以下「当規程」といいます。）に基づき、適切な管理を行うと共に、内部牽制の維持に努めます。
2. 実際の運用においては、当規程により利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を設けております。

ファンドの関係法人に対する管理体制等

1. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。
また、受託会社の監査人が受託業務に関する内部統制の有効性・妥当性について評価した報告書を受託会社より受取ります。
2. 運用の委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、その外部運用委託先には定期的に運用状況と運用ガイドラインの遵守状況の報告を求めます。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則毎年9月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。第1期決算日は2021年9月21日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

留保益（収益分配に充てず信託財産に留保した利益）については、特に制限を設けず運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引は行いません。

信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

資金の借入れ

- a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。
- c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d) 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

< 法令に基づく投資制限 >

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用する投資信託全体で、その企業の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。（投資信託及び投資法人に関する法律）

< 参考 > マザーファンドの概要

（１）投資方針

基本方針

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

主要投資対象

主にわが国の金融商品取引所に上場されている株式を投資対象とします。

投資態度

- イ．主にわが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式の中から、長期的に持続的な成長が見込めると判断される株式に投資を行います。
- ロ．株式の組入比率は、通常の状態においては高位を維持することを基本とします。
- ハ．当初の設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、金融商品市況の急激な変化が発生または予想されるとき、償還の準備により資金化が必要なときなど、また信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引は行いません。

信用取引、空売り、有価証券の貸付け・借入れは行いません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されず、収益や投資利回り等も確定されていない商品です。）

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

< 主な変動要因 >

株価変動リスク

株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。

集中投資リスク

ファンドは実質的に少数の銘柄に集中投資を行うため、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、1銘柄の株価変動による影響が大きくなる可能性があります。ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の平均的な値動きにかかわらず、より大きく変動する場合や、市場全体の動きとは異なる動きをする場合があります。投資対象とする特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合にはその影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

クーリング・オフの非適用

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

大量解約による資金流出に伴う留意点

当ファンドは、解約資金を手当するために、組入有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。

その場合、市況動向や取引量等の状況によっては、当ファンドの基準価額が変動する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

繰上償還等に関わる留意点

当ファンドは、信託期間中であっても、信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、またやむを得ない事情が発生した場合には繰上償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が申込期間を更新しないことや申込みを停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

法令・税制・会計等の変更の可能性に関わる留意点

当ファンドに適用される法令・税制・会計等は、変更になる可能性があります。

申込受付けの中止等の可能性に関わる留意点

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（社会的基盤の機能不全や予測不能な事態の発生等）があるときは、取得申込受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込受付けを取消することができます。また同様の事情がある場合、解約の申込受付けを中止すること、および既に受付けた解約の申込受付けを取消することができます。その場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の解約の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその解約の申込みを撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額計算日に解約の申込みを受付けたものとします。

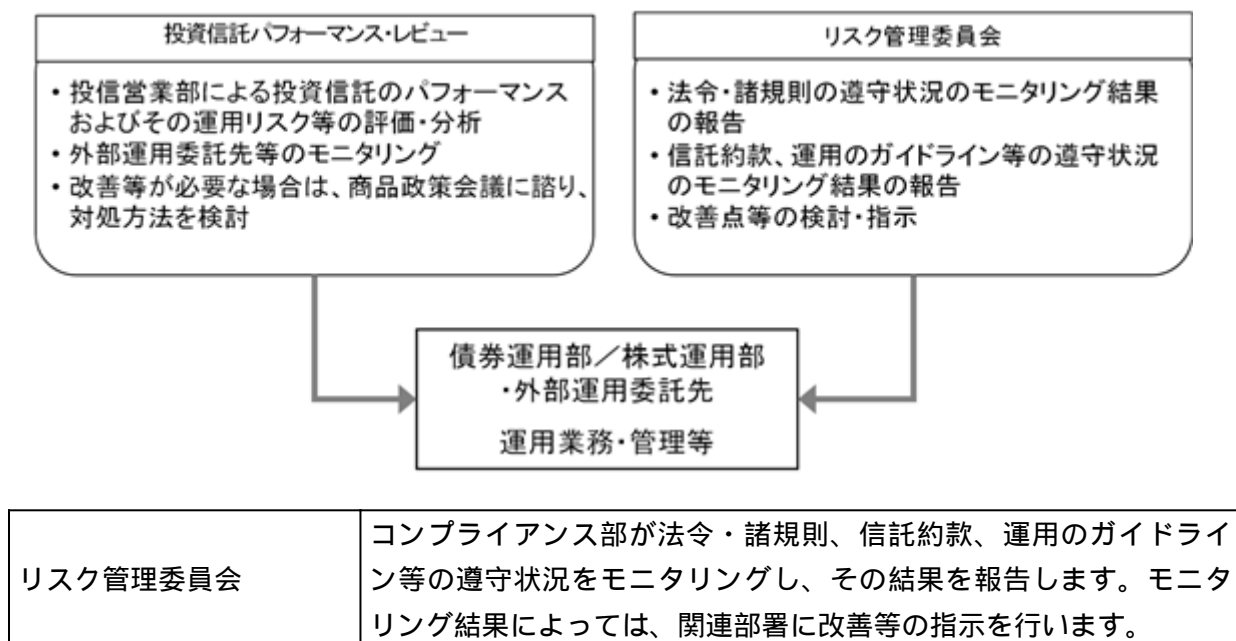
その他

- ・資金動向や市況動向等によっては、当ファンドの投資方針に基づいた運用ができなくなる場合があります。
- ・コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により、金融証券取引が一時的に停止し運用等に支障を来す場合があります。

当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は上記の通りです。ただし、すべてのリスクおよび留意点を完全には網羅しておりませんのでご留意下さい。

(2) 投資リスクに対する管理体制

リスク管理関連の会議



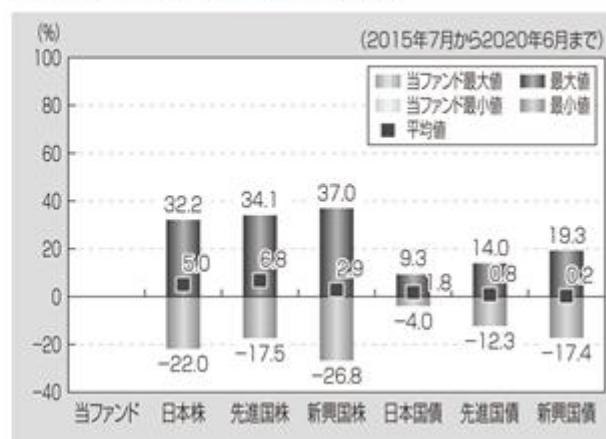
上記の委員会は、代表取締役社長、債券運用部長、株式運用部長、機関投資家営業部長、オペレーション部長、コンプライアンス部長、法務部長、投信営業部長、人事・総務部長および経理部長により構成されています。

上記体制は、2020年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2020年9月1日であるため、ファンドの年間騰落率を表示できません。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバルダイバーシファイド(円換算ベース)

(注1) 海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2) 上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社東京証券取引所、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村證券株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバルダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た金額とします。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

*購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。

（「税抜」における「税」とは消費税等相当額をいいます。以下同じ。）

ただし、受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

*税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

なお、販売会社は下記にてご確認いただけます。

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。

■ 投資者が信託財産で間接的にご負担いただく費用

信託報酬の総額：

毎日のファンドの純資産総額に年率1.793%（税抜1.63%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分（税抜）信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
委託会社： ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	年率0.80%
販売会社： 運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	年率0.80%
受託会社： 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	年率0.03%

* 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 上記の信託報酬率は、今後変更される場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

信託報酬以外にも、下記の費用が発生する場合は、信託財産から支払われます。

・ご購入するファンドが信託財産で間接的に負担するもの

時 期	項 目	費 用 額
毎 日	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・ 法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出および公告等にかかる費用です。 ・ 監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 ・ 上記のほか、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用、投資信託振替制度にかかる手数料および費用等があります。	毎日のファンドの純資産総額に対して合理的な計算に基づく見積率（上限年率0.2%）を乗じて得た額^注）を左記の合計額とみなします。
都 度	組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・ 有価証券等の売買にかかる売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う費用です。 ・ 信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息、借入金の利息、融資枠の設定費用等です。	実額(消費税等相当額を含みます。) 運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。

注）委託会社は、この額を合理的な見積率による費用の合計額（消費税等相当額を含みます。）とみなし、実際の費用にかかわらず、その支弁を信託財産より受けます。また、委託会社は、ファンドの信託財産の規模等を考慮して、計算期間中にこの見積率を合理的に見直し、上限年率0.2%の範囲内で、これを変更することができます。

申込から換金または償還までの間にご負担いただく費用の合計額または上限額あるいは計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、あらかじめ示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
2014年 1 月 1 日 ～ 2037年12月31日	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税 ² 20.315% ¹ (所得税15.315% ¹ 地方税5.000%)
	償還金			

1 2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年 1 月 1 日以降、税率は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- ・収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- ・配当控除の適用はありません。

[損益通算について]

換金（解約時）および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。また、換金（解約時）および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得等（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	2014年 1 月 1 日から2037年12月31日までは源泉徴収15.315%（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

2037年12月31日までの所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。2038年 1 月 1 日以降、税率は15%（所得税15%）となります。

・税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。

その他、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

*** 上記は2020年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更になる場合があります。**

*** 税金の取扱いの詳細については、税務の専門家にご確認されることをお勧めします。**

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

* 詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

- まとめ -

	購入形態	個別元本の計算
原 則	同一ファンドを1回ご購入した場合	ご購入時のファンドのご購入価額
例 外	同一のファンドを複数回ご購入した場合	原則として、ファンドのご購入のつど、加重平均により再計算
	同一のファンドを複数の販売会社でご購入した場合	販売会社ごとに算出
	同一販売会社の複数の口座で同一ファンドをご購入した場合	口座ごとに算出される場合があります。

収益分配金の課税について

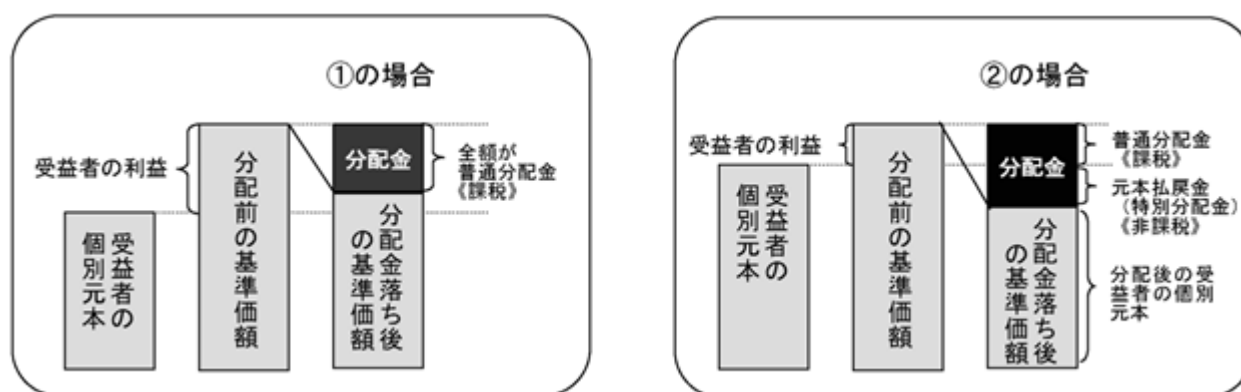
- 分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。
- 受益者が収益分配金を受取る際

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

なお、収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

< 分配金に関するイメージ図 >



* 上記の図表はイメージ図であり、収益分配金を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記の記載が変更になる場合があります。

5【運用状況】

当ファンドは2020年9月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。ファンドの運用状況については、初回の有価証券報告書を提出次第記載します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにベンチマークはありません。

当ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付（販売会社の営業日）

当初申込期間：2020年8月31日（月）

継続申込期間：2020年9月1日（火）から2021年12月20日（月）まで

申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額

当初申込期間：1口当たり1円です。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

ファンドの正式名称	新聞掲載略称
2.0 厳選日本株ファンド	厳選日本株

また、下記の委託会社のホームページでご覧になることもできます。

< 照会先 >

委託会社のホームページアドレス www.mamj.co.jp/
電話番号 03-6267-1901（営業日の9:00～17:00）

申込手数料

1. 申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）×申込口数）に、3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

2. 受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とし、この場合の再投資にかかる手数料はかかりません。

具体的な手数料の料率、徴収時期、徴収方法等については、販売会社にお問い合わせ下さい。

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。また、上記の< 照会先 >においてもご確認ください。

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」の申込みには、取得申込者と販売会社との間で別に定める自動けいぞく投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。

申込受付時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けた取得申込み（当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の申込みとします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締切ることとしている場合があります。

申込代金の支払期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に取得口数を乗じて得た額）に、申込手数料および当該手数料にかかる消費税相当額を加算した額を販売会社が定める日までにお支払い下さい。

払込期日は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認下さい。振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、当初申込期間にかかるものについては、当ファンドの設定日（2020年9月1日）に、継続申込期間にかかるものについては、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

その他

- ・金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを取消することがあります。
- ・受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付（販売会社の営業日）

原則として、いつでも解約の請求ができます。

解約単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

解約価額

解約価額は、解約申込受付日の基準価額です。

1万口当たりの手取額は、解約価額から税金（解約価額が個別元本を上回っている場合）を差し引いた額となります。

税金については、第1[ファンドの状況]4[手数料等及び税金](5)[課税上の取扱い]をご覧ください。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

支払開始日

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

原則として、午後3時までに受付けた解約請求（当該解約請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は翌営業日に受付けたものとして取扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締切ることとしている場合があります。

- ・ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約については、委託会社の判断により解約金額や解約受付時間に制限を設ける場合があります。

その他

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約請求を取消することがあります。このような場合には、投資者の皆様は解約の申込みを撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社が解約請求の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、この解約請求を受け付けたものとします。
- ・解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数×1万口

（注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

主な評価方法

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

マザーファンド	原則として、計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

照会先は、第2[管理及び運営]1[申込（販売）手続等] 申込価額の記載をご参照下さい。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、2020年9月1日から2030年9月20日までとします。

（４）【計算期間】

原則として、毎年9月21日から翌年9月20日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１．ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（繰上償還）

- ・ 信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
- ・ 信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

上記からまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記からまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録の取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。また、受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託者を選任できない場合もファンドを償還させることがあります。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記のその内容が重大な約款変更の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間で存続します。

2. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のために必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はここに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.mamj.co.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行います。

5. 運用報告書

毎年9月の決算時、および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

6. 関係法人との契約の更改

委託会社と各販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときには、自動的に1ヵ年延長されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

- ・収益分配金は原則として決算日から起算して5営業日目までに、販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ・受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。
- ・「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に自動けいぞく投資契約に基づいて再投資されます。

（注）「分配金再投資コース」にかかる収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し分配されたのち、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の買付けに充当されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ・ 償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までに受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。
- ・ 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

（注）償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

換金（解約）請求権

受益者は、自己の有する受益権につき、解約を請求する権利を有します。

- ・ 解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- ・ 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

（第2[管理及び運営]2[換金（解約）手続等]をご参照下さい。）

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、監査法人による監査を受けたうえで、有価証券報告書に記載されます。

（1）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（2）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（3）【注記表】

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（ ７ ） 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2020年6月末日現在）

資本金の額	1億4,050万円		
	発行可能株式の総数	8,400株	
	発行済株式総数	2,027株	
最近5年間の資本金の額の増減：	該当事項はありません。		

（2）委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。ただし、必要に応じて随時開催することができます。監査役は1名以上とし、取締役会に出席することを要します。

投資運用の意思決定機構

1. 商品政策会議による運用方針の決定

委託会社の設定する投資信託に関する運用方針は、投信営業部が策定し、商品政策会議において審議、承認・決定されます。商品政策会議は、代表取締役、担当する運用部長、投信営業部長、担当する営業部長、オペレーション部長、法務部長、コンプライアンス部長および関連部署の代表者により構成されています。

2. 運用部門における運用方針の策定と運用の実行

- ・商品政策会議で審議・決定された運用の基本方針に基づき、運用を実行します。
- ・ポートフォリオの状況について、運用リスク等の評価・分析を行い、ポートフォリオの状況を常に把握します。

3. リスク管理部門における管理

委託会社では、以下の検証機能を有しています。

・投資信託パフォーマンス・レビュー

投資信託財産の運用状況（パフォーマンス）およびその運用リスク等の評価・分析を行います。また外部運用委託先等のモニタリング結果についても同様の報告・審議を行い、適切に管理を行っています。

モニタリングの結果、運用面での改善が必要と判断される場合は、商品政策会議に諮り、対処方法を検討します。

・リスク管理委員会

法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限の遵守状況のモニタリング等の結果を報告します。

違反または留意すべき事項を発見した場合は、関連部署に対して解消・改善の指示を行い、適切な管理を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業の一部を行うことができます。

2020年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数（本）	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	19	59,378
追加型株式投資信託	53	327,966
株式投資信託 合計	72	387,345
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	-	-
公社債投資信託 合計	0	-
総合計	72	387,345

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- 3．当社は子会社はありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (平成31年 3月31日現在)			当事業年度 (令和 2年 3月31日現在)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金・預金	2		1,837,322			2,079,531	
2. 前払費用			23,047			26,943	
3. 未収運用受託報酬			664,071			548,498	
4. 未収投資助言報酬			32,145			36,613	
5. 未収委託者報酬			269,421			230,205	
6. その他未収収益			18,874			252,999	
7. その他流動資産			23,404			862	
流動資産計			2,868,286	79.7		3,175,655	84.4
固定資産							
1. 有形固定資産	1		41,677			45,591	
(1) 建物	1	19,848			26,742		
(2) 器具備品		21,828			18,849		
2. 無形固定資産			4,901			7,481	
(1) ソフトウェア		4,901			7,481		
3. 投資その他の資産			683,383			532,453	
(1) 繰延税金資産		569,987			419,371		
(2) 敷金		113,396			113,081		
固定資産計			729,963	20.2		585,525	15.5
資産合計			3,598,249	100.0		3,761,181	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 未払金	2		134,092			127,660	
(1) 未払消費税等		23,031			42,752		
(2) 未払代行手数料		110,409			84,908		
(3) その他未払金		651			-		
2. 未払費用			817,336			539,989	
3. 未払法人税等			48,265			61,006	
4. 役員賞与引当金			25,245			21,252	
5. 賞与引当金			113,899			118,573	
6. 預り金			49,892			41,007	
流動負債計			1,188,733	33.0		909,489	24.1
固定負債							
1. 賞与引当金			17,742			18,727	
固定負債計			17,742	0.4		18,727	0.4
負債合計			1,206,475	33.5		928,216	24.6
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			140,500	3.9		140,500	3.7
2. 資本剰余金			85,500			85,500	
(1) 資本準備金		85,500		2.3	85,500		2.2
3. 利益剰余金			2,165,774			2,606,964	
(1) その他利益剰余金							
(i) 繰越利益剰余金		2,165,774		60.1	2,606,964		69.3
純資産合計			2,391,774	66.4		2,832,964	75.3
負債・純資産合計			3,598,249	100.0		3,761,181	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)			当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
1 . 運用受託報酬	1		2,423,894			2,214,599	
2 . 投資助言報酬			151,587			370,745	
3 . 委託者報酬			2,032,623			1,674,669	
4 . その他営業収益			336,657			339,641	
営業収益計			4,944,763	100.0		4,599,654	100.0
営業費用							
1 . 広告宣伝費			56,713			32,982	
2 . 調査費			262,513			242,782	
3 . 委託費			1,332,815			1,139,983	
4 . 支払手数料			798,648			556,208	
5 . 営業雑経費			18,499			20,585	
営業費用計			2,469,191	49.9		1,992,543	43.3
一般管理費							
1 . 給料	1		1,596,031			1,579,825	
(1) 役員報酬		191,606			130,544		
(2) 給料・手当		875,638			894,686		
(3) 賞与		277,198			291,145		
(4) 賞与引当金繰入額		118,112			135,381		
(5) 役員賞与引当金繰入額		26,760			21,252		
(6) その他報酬給料		11,880			10,762		
(7) 福利厚生費		94,835			96,052		
2 . 交際費			6,488			6,752	
3 . 旅費交通費			21,208			26,584	
4 . 租税公課			26,420			30,476	
5 . 不動産賃借料			110,660			113,201	
6 . 退職給付費用			51,014			44,672	
7 . 固定資産減価償却費			5,717			6,127	
8 . 業務委託費			4,980			20,435	
9 . 諸経費			64,055			80,355	
一般管理費計			1,886,577	38.1		1,908,432	41.4
営業利益			588,994	11.9		698,679	15.1
営業外収益							
1 . 受取利息及び配当金			9			8	
2 . 雑収入			570			1	
3 . 為替差益			-			-	
営業外収益計			580	0.0		10	0.0
営業外費用							
1 . 雑損失			5,539			994	
2 . 為替差損			9,548			9,718	
営業外費用計			15,088	0.3		10,712	0.2
経常利益			574,486	11.6		687,976	14.9
特別損失							
1 . 特別退職金			7,100			15,701	
特別損失計			7,100	0.1		15,701	0.3
税引前当期純利益			567,386	11.4		672,275	14.6
法人税、住民税及び 事業税			75,752	1.5		80,469	1.7
法人税等調整額			136,161	2.7		150,615	3.2
当期純利益			355,472	7.1		441,190	9.5

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	140,500	85,500	85,500	1,810,302	1,810,302	2,036,302	2,036,302
当期変動額							
当期純利益				355,472	355,472	355,472	355,472
当期変動額合計	-	-	-	355,472	355,472	355,472	355,472
当期末残高	140,500	85,500	85,500	2,165,774	2,165,774	2,391,774	2,391,774

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	140,500	85,500	85,500	2,165,774	2,165,774	2,391,774	2,391,774
当期変動額							
当期純利益				441,190	441,190	441,190	441,190
当期変動額合計	-	-	-	441,190	441,190	441,190	441,190
当期末残高	140,500	85,500	85,500	2,606,964	2,606,964	2,832,964	2,832,964

重要な会計方針

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 5～15年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

２．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成31年 3月31日）		当事業年度 （令和 2年 3月31日）	
1	有形固定資産の減価償却累計額 49,620千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 54,465千円
2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。	2	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
	(千円)		(千円)
	未収運用受託報酬 109,749		未収運用受託報酬 109,608
	未払費用 61,953		未払費用 56,323

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）		当事業年度 （自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）	
1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）	1	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。（千円）
	運用受託報酬 1,306,102		運用受託報酬 1,239,741
	給料 1,676,910		給料 1,540,691

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	-	-	2,027株

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,027株	-	-	2,027株

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は第二種金融商品取引業及び投資運用業、投資助言業並びに投資運用と投資助言のための媒介・代理業を行なっております。これらの業務を行なうために資本金及び営業収益は現金及び預金として運用しております。なお、現金及び預金の残高は潤沢にあるため、外部からの資金調達は株式の発行、借入ともに予定しておりません。またデリバティブ取引も行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の主たる残高は現金及び預金です。当社は株式その他のリスク資産を保有せず、他の項目は未収及び未払の残高です。営業債権である未収運用受託報酬は、顧客先別に信用リスクを勘案しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、信用リスクはありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,837,322	1,837,322	-
(2) 未収運用受託報酬	664,071	664,071	-
(3) 未収委託者報酬	269,421	269,421	-

当事業年度（令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,079,531	2,079,531	-
(2) 未収運用受託報酬	548,498	548,498	-
(3) 未収委託者報酬	230,205	230,205	-
(4) その他未収収益	252,999	252,999	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収運用受託報酬、(3) 未収委託者報酬、(4) その他未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	平成31年3月31日	令和2年3月31日
敷金	113,396	113,081

上記については、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成31年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	1,837,322	-
(2) 未収運用受託報酬	664,071	-
(3) 未収委託者報酬	269,421	-
合計	2,770,814	-

当事業年度（令和 2年 3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	2,079,531	-
(2) 未収運用受託報酬	548,498	-
(3) 未収委託者報酬	230,205	-
(4) その他未収収益	252,999	-
合計	3,111,236	-

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度 (平成31年 3月31日)		当事業年度 (令和 2年 3月31日)	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
税務上の繰越欠損金(注)	303,102	税務上の繰越欠損金(注)	226,029
未払費用	218,289	未払費用	138,477
賞与引当金	42,703	賞与引当金	47,676
未払事業税	5,757	未払事業税	6,137
その他	48	その他	1,049
繰延税金資産小計	569,987	繰延税金資産小計	419,371
評価性引当額	-	評価性引当額	-
繰延税金資産合計	569,987	繰延税金資産合計	419,371

（注）税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	-	-	39,120	117,487	60,998	85,496	303,102
評価性引当金額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	39,120	117,487	60,998	85,496	(b) 303,102

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（b）税務上の繰越欠損金303,102千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年3月期から平成28年6月期において、平成28年7月に吸収合併した旧マニユライフ・インベストメント・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金 (a)	-	-	79,534	60,998	85,496	-	226,029
評価性引当金額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	79,534	60,998	85,496	-	(b) 226,029

（a）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金226,029千円（法定実効税率を乗じた額）について、同額の繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成25年3月期から平成28年6月期において、平成28年7月に吸収合併した旧マニユライフ・インベストメント・ジャパン株式会社において税引前当期純損失を合計1,303百万円計上したことにより生じたものであり、中期経営計画に基づいた将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成31年 3月31日)		当事業年度 (令和 2年 3月31日)	
法定実効税率 (調整)	30.62%	法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入 されない項目	8.96%	交際費等永久に損金に算入 されない項目	5.01%
住民税均等割	0.40%	住民税均等割	0.34%
賃上げ・生産性向上のため の税制による税額控除	1.88%	その他	1.60%
その他	0.75%	税効果会計適用後の法人税等 の負担率	34.37%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	37.35%		

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

香港	シンガポール	日本	合計
330,760	135,127	2,446,252	2,912,139

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬2,032,623千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,324,840	資産運用業
マニユライフ・アセット・マネジメント(HK)リミテッド	326,429	資産運用業
適格機関投資家 A	453,055	資産運用業
適格機関投資家 B	334,550	資産運用業

(注) 運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

１．セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

香港	シンガポール	日本	合計
519,546	154,198	2,250,434	2,924,178

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬1,674,669千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
マニユライフ生命保険株式会社	1,273,376	資産運用業
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド	516,616	資産運用業
適格機関投資家 A	312,924	資産運用業
適格機関投資家 B	244,844	資産運用業

（注）運用受託報酬については、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management (Hong Kong) Limitedは、Manulife Investment Management (Hong Kong) Limitedへ社名変更しております。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,306,102	未収運用受託報酬	109,749
							出向者負担金等	1,777,659	未払費用等	62,604

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	マニユライフ生命保険株式会社	東京都新宿区	56,400	生命保険業	(被所有) 直接 100.0	投資一任契約事務委託役員の兼務	運用受託報酬の受取	1,239,741	未収運用受託報酬	109,608
							出向者負担金等	1,651,874	未払費用等	56,323

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

前事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,599.7	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	91,313	その他未収収益	6,988
						再委任契約	再委託費の支払	153,083	未払費用	12,940
	Manulife Asset Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	829,283	未払費用	563,710

当事業年度（自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, China	(百万香港ドル) 1,672.9	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	事務代行	リエゾン報酬	95,270	その他未収収益	14,172
						再委任契約	再委託費の支払	194,791	未払費用	26,899
	Manulife Investment Management U.S. LLC	Boston, U.S.A	(千米ドル) 1.0	有価証券等に係る投資顧問業務	なし	再委任契約	再委託費の支払	600,767	未払費用	267,642

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 運用受託報酬の受取、投資助言報酬の受取、リエゾン報酬の受取、再委託費の支払等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

3. 令和元年5月7日付で、Manulife Asset Management U.S. LLCは、Manulife Investment Management (US) LLCへ社名変更しております。

令和元年7月29日付で、Manulife Asset Management (Hong Kong) Limitedは、Manulife Investment Management (Hong Kong) Limitedへ社名変更しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

マニユライフ生命保険株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)	当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)
1 株当たり純資産額 1,179,957.70円 1 株当たり当期純利益金額 175,368.53円	1 株当たり純資産額 1,397,614.41円 1 株当たり当期純利益金額 217,656.71円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日)	当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)
当期純利益金額 (千円)	355,472	441,190
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	355,472	441,190
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,027	2,027

(重要な後発事象)

該当事項なし

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。 ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 ）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名 称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (2020年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼業等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（再信託受託会社） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円 (2020年3月末現在)	

（2）販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
東洋証券株式会社	13,494百万円 (2019年9月末現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

投資信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（2）「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

（持ち株比率5%以上を記載します。）

該当事項はありません。

第3【その他】

（１）目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いる場合があります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

次の事項を記載することがあります。

- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨を記録しておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。」との主旨を示す記載

委託会社や当ファンドのロゴ・マーク等を使用することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

（２）交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

（３）請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月5日

マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鴨下 裕嗣 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（旧会社名 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（旧会社名 マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注 1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注 2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。